

自主防災会規約

令和6年4月21日より

(名称)

第1条 この会はニューライフ自主防災会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所はニューライフ集会室（4号棟108号室）に置く

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地震に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 警戒宣言発令時及び地震発生時における情報の収集伝達に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備・備蓄に関すること。
- (6) 防災訓練を原則として、年1回以上実施すること。
- (7) その他、本会の目的達成のため必要な事項。
- (8) 他組織との連携に関すること。

(会員)

第5条 本会はニューライフ居住者をもって構成する。

(組織)

第6条 本会の組織は、次のとおりとする。

会長――副会長――防災部長――防災組長
会計――監査

(役員)

第7条

1 本会に次の役員を置く。

会長（自治会会長）	1名
副会長（管理組合理事長）	1名
防災部長（防災リーダー）	1名
防災組長	防災リーダー
会計	1~2名
監査（自治会監査）	2名

2 役員の任期は、当自治会組織及び管理組合が定める役員の任期とする。また防災部長及び防災組長は防災リーダーより選出する

(役員の責務)

第8条

1 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに

地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、地震等の災害発生時会長の補佐を行う。また会長不在等には指揮命令を行う、

3 防災部長は会長を補佐し、防災組長（以下組長という）の指揮を行う。

4 組長は、災害発生時に統括指揮するものとする。

なお、前段にかかわらず平時にあらかじめ各担当員を指名し非常時に備えることを妨げるものではない。

5 会計は自主防災会の会計を処理する。

6 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条

1 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その府議事項の一部を役員会に委任することができる。

(防災計画)

第11条

- 1 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危機の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火。救出・救援、避難、給食、給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他の必要な事項

(会費)

第12条 本会の運営経費は管理組合管理費をもって当てる。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第15条 会計監査は毎年1回監査役が行う、ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規約は令和 6年 4月 21日から実施する。
- 2 この規約は、必要により改訂することができる。